墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表 第1条による改正(墨田区長等の給料等に関する条例(昭和22年墨田区条例第7号))

改 正 案	現 行
第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合	第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合
計額に、3月に支給する場合においては1	計額に、3月に支給する場合においては1
00分の25、6月に支給する場合におい	00分の25、6月 <u>及び12月</u> に支給する
ては100分の165.5 <u>、12月に支給</u>	場合においては100分の165.5を乗
する場合においては100分の173.5	じて得た額に、支給割合を乗じて得た額と
を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た	する。
額とする。	
(1)~(3) 〔略〕	(1)~(3) 〔略〕
2 · 3 〔略〕	2・3 [略]

第2条による改正(墨田区長等の給料等に関する条例)

改 正 案	第1条による改正後
第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の182</u> を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。	第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては1 00分の25、6月に支給する場合においては100分の165.5、12月に支給する場合においては100分の173.5 を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。
(1)~(3) [略]	(1)~(3) [略]
2 • 3 [略]	2・3 [略]

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。